

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「所長」の下に「、部の政策幹」を加え、「及び消防防災政策幹」を「、消防防災政策幹及び次世代産業幹」に改める。

第九条第一項中「（調整幹）の下に「、課の政策幹、企画幹」を加える。

別表第一都市整備部建築安全課長の項第二号委任事務の欄9中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同欄10中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

別表第二第十号事務の種類欄中「特例民法法人及び」を削り、同号知事決裁事項の欄1中「及び」を「又は」に改め、同欄中2を削り、3を2とし、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中6から10までを削り、11を6とし、12から14までを7から9までとし、同表第十二号知事決裁事項の欄中15を16とし、5から14までを6から15までとし、4の次に次のように加える。

5 法第二百三十三条第七項の規定に基づき、決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて講じた措置について、議会に報告し、公表すること。

別表第二第十四号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄4中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、同欄13中「行為の是正」の下に「又は業務運営の改善」を加え、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄中5から12までを6から13までとし、4の次に次のように加える。

5 法第二十八条第六項の規定に基づき、地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずること。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「知事室長」の下に「、副部长及び少子化対策局長」を、「職員」の下に「（以下「知事室長等所属職員」という。）」を加え、同欄5中「知事室長等」を「知事室長」に、「及び副部长等」を「、副部长等及び知事室長等所属職員」に改め、同欄8及び12中「知事室長に所属する職員」を「知事室長等所属職員」に改め、同欄14中「知事室長

等」を「知事室長」に改め、「課長」の下に「知事室長等所属職員」を加え、同欄16中「知事室長に所属する職員」を「知事室長等所属職員」に改め、同欄17から21までの規定中「知事室長等」を「知事室長」に、「及び副部長等」を「副部長等及び知事室長等所属職員」に改める。

別表第四企画財政部の表財政課の項第三号知事決裁事項の欄を次のように改める。

- 1 法第二十七条ただし書の規定に基づき、地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱う金融機関の指定に同意すること。
- 2 法第三十条第八項の規定に基づき、決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて講じた措置について、又は地方公営企業の管理者が当該議決を踏まえて講じた措置について、議会に報告し、公表すること。

別表第四企画財政部の表財政課の項第三号部長専決事項の欄に次のように加える。

3 法第三十条第七項の規定に基づき、決算の要領を公表すること。

別表第四企画財政部の表市町村課の項第一号部長専決事項の欄2中「第三条第六号」を「第三条第六項」に改め、同欄12中「受託勧告」を「受託勧告」に改め、同欄15中「受託」を「受諾」に改め、同欄18中「第二百五十二条の十七の六及び第二百五十二条の十七の七」を「及び第二項、第二百五十二条の十七の六第三項及び第四項並びに第二百五十二条の十七の七」に改め、同項第十一号部長専決事項の欄6中「是正」を「行為の是正又は業務運営の改善」に、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同表土地水政策課の項第二号知事決裁事項の欄2中「及び第九項」を削り、「県計画案又は県計画変更案を定める」を「県計画を定め、又は変更する」に改め、同欄中3を削り、4を3とし、5から11までを4から10までとし、同号部長専決事項の欄5を削り、同欄4中「市町村長」を「国土交通大臣及び市町村長」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3の次に次のように加える。

4 法第九条第一項の規定に基づき、土地利用基本計画を定め、又は変更すること。

別表第四総務部の表人事課の項第五号部長専決事項の欄1中「高齢者叙勲、」を削り、同表学事課の項第一号知事決裁事項の欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表税務課の項第一号部長専決事項の欄3を次のように改める。

3 法第二十二条の二十八第一項及び第二項並びに第二十二條の二十九の規定に基づいてされる通告処分及び告発を行うこと。

別表第四総務部の表税務課の項第三号部長専決事項の欄に次のように加える。

3 規則第四十二条第一項、第五項又は第七項の規定に基づき、納税証紙売りさばき人を指定し、当該指定に係る事項を変更し、又は当該指定を取り消すこと。

別表第四県民生活部の表青少年課の項部長専決事項の欄9、11及び12中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改め、同表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄1中「第八条第一項」を「第八条」に改め、「役務提供事業者」の下に「（販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつてはその者）」を加え、「一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄2を次のように改める。

2 法第八条の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄3中「第十五条第一項」を「第十五条」に改め、「又は役務提供事業者」を「、役務提供事業者（販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつてはその者）又は通信販売電子メール広告受託事業者」に、「一年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄4を次のように改める。

4 法第十五条の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄5及び6を削り、同欄7中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、「役務提供事業者」の下に「（販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつてはその者）」を加え、「一年以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄7を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 法第二十三条の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄8を削り、同欄9中「第三十九条第一項」を「第三十九条」に改め、「統括者」の下に「、勧誘者、一般連鎖販売業者（統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が個人である場合にあつてはその者）又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」を加え、「一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若

しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄9を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 法第三十九条の二の規定に基づき、同条第一項から第三項までに掲げる場合に当該各項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄10から14までを削り、同欄15中「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改め、「販売業者」の下に「（役務提供事業者又は販売業者が個人である場合にあつてはその者）」を加え、「一年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄15を同欄9とし、その次に次のように加える。

10 法第四十七条の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄16を削り、同欄17中「第五十七条第一項」を「第五十七条」に改め、「業務提供誘引販売業を行う者」の下に「（業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合にあつてはその者）又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」を加え、「一年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄17を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第五十七条の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄18から20までを削り、同欄21中「第五十八条の十三第一項」を「第五十八条の十三」に改め、「購入業者」の下に「（購入業者が個人である場合にあつてはその者）」を加え、「一年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」を「命令し、及びその旨を公表する」に改め、同欄21を同欄13とし、その次に次のように加える。

14 法第五十八条の十三の二の規定に基づき、同条第一項各号に定める者に対し、命令し、及びその旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄22を削り、同表防犯・交通安全課の項を次のように改める。

課一	埼玉県防犯
条例第八条第一	1
	条例第八条第四項（同条第六

防 犯 ・ 交 通 安 全	
<p>のまちづくり推進条例（平成十六年埼玉県条例第三十六号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>項の規定に基づき、推進計画を策定すること。</p>
<p>二 埼玉県犯罪被害者等支援条例（平成三十年埼玉県条例第十号）の施行に関する事務</p>	<p>項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、推進計画を策定するに当たり、県民及び事業者から意見を聴くこと。</p> <p>2 条例第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、推進計画を公表すること。</p> <p>3 条例第十一条第二項、第十二条第二項及び第十九条第二項の規定に基づき、指針を策定すること。</p>

別表第四環境部の表環境政策課の項第十号知事決裁事項の欄中「又は第六項」を削り、同表大気環境課の項第四号部長専決事項の欄中3及び4を削り、5を3とし、6を4とし、同表水環境課の項第二号部長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、4を3とし、同項第三号部長専決事項の欄中3から6までを削り、7を3とし、8から11までを削り、12を4とし、13を5とし、14を6とし、その次に次のように加える。

7 法第二十七条の二第一項の規定に基づき、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受を承認すること。

8 法第二十七条の三第一項の規定に基づき、汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割を承認すること。

9 法第二十七条の四第一項の規定に基づき、汚染土壌処理業の相続を承認すること。

別表第四環境部の表水環境課の項第三号部長専決事項の欄中15を10とし、16を11とし、17を12とし、同項第九号部長専決事項の欄中2及び3を削り、4を2とし、5から8までを3から6までとし、同表産業廃棄物指導課の項第一号部長専

決事項の欄中26を31とし、25を30とし、同欄24中「第十九条の十第一項」を「第十九条の十一第一項」に改め、同欄24を同欄29とし、同欄23を同欄27とし、その次に次のように加える。

28 法第十九条の十第二項において準用する法第十九条の五第一項の規定に基づき、法第十九条の十第二項各号に掲げる者に対し、産業廃棄物処理基準に従つて産業廃棄物を保管することその他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第四環境部の表産業廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄22を同欄26とし、同欄21中「第十九条の六」を「第十九条の六第一項」に改め、同欄21を同欄25とし、同欄20中「第十九条の五」を「第十九条の五第一項」に改め、同欄20を同欄24とし、同欄19を同欄22とし、その次に次のように加える。

23 法第十七条の二第三項において準用する法第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定に基づき、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対し、期限を定めて、支障の除去等のために必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第四環境部の表産業廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄中18を21とし、17を20とし、16を19とし、同欄15中「第九条の六」を「第九条の六第一項」に改め、同欄15を同欄18とし、同欄14中「第九条の五」を「第九条の五第一項」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄中1から13までを4から16までとし、同欄中1から3までとして次のように加える。

1 法第十二条の七第一項の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定をすること。

2 法第十二条の七第七項の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定をすること。

3 法第十二条の七第十項の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を取り消すこと。

別表第四環境部の表資源循環推進課の項第一号部長専決事項の欄5中「第九条の二の二」を「第九条の二の二第一項又は第二項」に改め、同欄7中「第九条の五」を「第九条の五第一項」に改め、同欄8中「第九条の六」を「第九条の六第一項」に改め、同欄13中「第十九条の十第一項」を「第十九条の十一第一項」に改め、同表みどり自然課の項第五号知事決裁事項の欄1中「及び第五項」を削り、同項第七号部長専決事項の欄中3から5までを削る。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第一号部長専決事項の欄3中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に、「採る」を「とる」に改め、同欄に

次のように加える。

4 法第二十九条第十四項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第四号部長専決事項の欄中8及び9を削り、10を8とし、11から15までを9から13までとし、その次に次のように加える。

14 法第百十四条の三の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずること。

15 法第百十四条の四第一項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、管理者の変更を命ずること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第四号部長専決事項の欄中27を29とし、16から26までを18から28までとし、15の次に次のように加える。

16 法第百十四条の五第三項及び第四項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。

17 法第百十四条の六第一項の規定に基づき、介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第一号部長専決事項の欄1中「第二十一条の五の二十二第三項」を「第二十一条の五の二十三第三項」に改め、同欄2中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同欄3中「第二十一条の五の二十七第三項」を「第二十一条の五の二十八第三項」に改め、同欄中11を12とし、8から10までを9から11までとし、7の次に次のように加える。

8 法第三十三条の十八第六項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第三号部長専決事項の欄中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 法第七十六条の三第六項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第一号部長専決事項の欄中4及び5を削り、6を4とし、7から9までを5から7までとし、その次に次のように加える。

8 法第百十四条の五第一項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。

9 法第百十四条の五第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第二号部長専決事項の欄1中「第二十一条の五の二十二第一項」を「第二十一条の五の二十三第一項」に改め、同欄2中「第二十一条の五の二十二第二項」を「第二十一条の五の二十三第二項」に改め、同欄3中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同欄4中「第二十一条の五の二十七第二項」を「第二十一条の五の二十八第二項」に改め、同表こども安全課の項に次の一号を加える。

<p>四 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第六条第一項の規定に基づき、養子縁組あつせん事業を許可すること。</p> <p>2 法第十五条の規定に基づき、民間あつせん機関に対し、業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>3 法第十六条第一項の規定に基づき、養子縁組あつせん事業の許可を取り消すこと。</p> <p>4 法第十六条第二項の規定に基づき、民間あつせん機関に対し、期間を定めて養子縁組あつせん事業の全部又は一部の停止を命ずること。</p>
--	--	---

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第二号部長専決事項の欄中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改め、「関係市町村」の下に「及び保険者協議会」を加え、同表国保医療課の項第一号知事決裁事項の欄中5を6とし、1から4までを2から5までとし、同欄に1として次のように加える。

1 法第八十二条の二第一項の規定に基づき、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又は変更すること。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第一号部長専決事項の欄中13を16とし、10から12までを13から15までとし、9を10とし、その次に次のように加える。

11 法第八十二条の二第六項の規定に基づき、都道府県国民健康保険運営方針

を定め、又は変更するに当たり、市町村の意見を聴くこと。

12 法第八十二条の三第一項及び第二項の規定に基づき、市町村標準保険税率及び県標準保険税率を算定すること。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第一号部長専決事項の欄8の次に次のように加える。

9 法第七十五条の七第一項の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金の徴収に係る当該金額を算定すること。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄5中「第七条の二第七項」を「第七条の二第六項」に改め、同表疾病対策課の項第三号知事決裁事項の欄1中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同欄2中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同項に次の三号を加える。

<p>六 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none">1 法第六条第五項の規定に基づき、同条第二項の規定により指定された診療所の指定を取り消すこと。2 法第七条第一項の規定に基づき、病院の管理者に対し、期限を定めて届出対象情報の届出をするよう勧告すること。3 法第七条第二項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。4 法第三十八条第一項の規定に基づき、都道府県がん情報の提供を受けた者（市町村長を除く。以下この項において同じ。）に対し、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告すること。5 法第三十八条第二項の規定に基づき、都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、勧告に係
---	---

	<p>七 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九十九号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十四条第一項の規定に基づき、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を定めること。</p>
	<p>2 法第十四条第三項の規定に基づき、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を変更すること。</p>	
<p>八 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の施行に関する事務</p>	<p>自殺対策基本法第十三条第一項の規定に基づき、都道府県自殺対策計画を定めること。</p>	

別表第四産業労働部の表企業立地課の項第一号を次のように改める。

<p>一 地域経済牽引事業の促進によ</p>		<p>1 法第四条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進に</p>
------------------------	--	--------------------------------------

<p>る地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>関する基本的な計画（以下この項において「基本計画」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>2 法第五条第一項の規定に基づき、基本計画を変更することについて主務大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>3 法第七条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業促進協議会を組織すること。</p>
---	--	---

別表第四産業労働部の表金融課の項第三号部長専決事項の欄1中「第二十四条の六の三」を「第二十四条の六の三第一項」に改め、同表観光課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

- 3 法第二十六条の規定に基づき、旅行サービス手配業を営もうとする者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。
 - 4 法第三十七条第一項の規定に基づき、旅行サービス手配業者に対し、業務の停止を命じ、又は登録を取り消すこと。
- 別表第四産業労働部の表観光課の項第二号事務の種類欄中「昭和二十四年法律第二十号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

<ol style="list-style-type: none"> 1 法第二十一条の規定に基づき、登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。 2 法第二十五条第一項又は第二項の規定に基づき、全国通訳案内士の登録を取り消すこと。 3 法第二十五条第三項の規定に基づき、全国通訳案内士の登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずること。
--

別表第四産業労働部の表観光課の項第三号部長専決事項の欄中「第十八条」を「第十八条第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>四 住宅宿泊事業法（平成二十九</p>	<p>住宅宿泊事業法第六十八条第二項の規定に基づき、住宅宿泊事業</p>
------------------------	--------------------------------------

年法律第六十五号)の施行に関する事務

等関係行政事務を処理することについて、保健所設置市等の長から協議を受けること。

別表第四産業労働部の表勤労者福祉課の項機関名の欄中「勤労対策課」を「勤労労働課」に改め、同項に次の四号を加える。

<p>五 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第二十七条第一項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを指定すること。</p> <p>2 法第三十一条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターに対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>3 法第三十二条第一項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターの指定を取り消すこと。</p>
<p>六 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第二十九条第二項の規定に基づき、無料の職業紹介事業を行う旨を通知すること。</p> <p>2 法第二十九条の二の規定に基づき、無料の職業紹介事業を廃止した旨を通知すること。</p>
<p>七 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関する事務</p>		<p>青少年の雇用の促進等に関する法律第八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生労働大臣に意見を述べること。</p>
<p>八 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二</p>		<p>雇用対策法第三十二条第一項の規定に基づき、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請</p>

号)の施行に関する事務

すること。

別表第四産業労働部の表就業支援課の項を削る。

別表第四農林部の表農業政策課の項第四号事務の種類欄中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄1中「工業等」を「産業」に改め、同欄2を削り、同欄3中「第五条第九項」を「第五条第六項」に、「工業等」を「産業」に改め、同欄3を同欄2とし、同項第十一号部長専決事項の欄中「第十七条の二十七第四項」を「第十七条の二十六第四項」に改め、同表農産物安全課の項第二号部長専決事項の欄2中「又は第五項」を削り、同項第五号事務の種類欄中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第十九条の第十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同欄2中「第十九条の第十四第三項」を「第六十一条第三項」に改め、同欄3中「第十九条の十四の二」を「第六十二条」に、「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同表畜産安全課の項第八号事務の種類欄中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)」を「畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第六条第一項」を「第十七条第一項」に、「生乳生産者団体」を「指定事業者」に改め、同欄2中「第十条第一項及び」を「第二十条第一項又は」に、「指定生乳生産者団体」を「指定事業者」に改め、同表農業支援課の項第八号事務の種類欄中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、「及び農業災害補償法施行令(昭和二十二年政令第百九十九号)」を削り、同号部長専決事項の欄1中「第二十五条」を「第三十一条」に改め、同欄2中「第二十九条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、同欄3中「第四十六条第二項」を「第六十五条第二項」に改め、同欄4中「第四十八条第二項」を「第六十七条第二項」に改め、同欄5中「第八十五条の三第一項」を「第二百二条第一項」に改め、同欄6中「第八十五条の六第一項」を「第一百七条第一項」に改め、同欄7中「第八十五条の九第一項」を「第一百一十一条第一項」に改め、同欄8及び9を削り、同欄10中「第一百四十二条の四」を「第二百九条第三項」に改め、「農業共済組合」の下に「又は受託者」を加え、同欄10を同欄8とし、同欄11中「第一百四十二条の五」を「第二百十条」に改め、「農業共済組合」の下に「又は受託者に業務を委託した農業共済組合」を加え、同欄11を同欄9とし、同欄12中「第一百四十二条の六第一項」を「第二百十二条第一項」に改め、同欄12を同欄10とし、同欄13中「第

百四十二条の六第三項」を「第二百二十二条第三項」に改め、同欄13を同欄11とし、同欄14中「第四百四十二条の七」を「第二百十三条」に改め、同欄14を同欄12とし、同欄15中「第二百五十条の二第一項ただし書」を「附則第二条第一項ただし書」に改め、同欄15を同欄13とし、その次に次のように加える。

14 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号。以下この項において「改正法」という。）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の農業災害補償法第八十七条の二第四項の規定に基づき、共済掛金等の滞納について、地方税の滞納処分例によりこれを処分することを認可すること。

15 改正法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の農業災害補償法第百四条の三第二項の規定に基づき、共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定をすること。

別表第四農林部の表農業支援課の項第八号部長専決事項の欄16中「農業災害補償法施行令」を「改正法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）」に改め、同表生産振興課の項第二号部長専決事項の欄1中「又は第二条の四」を削り、同表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄7中「（第八十四条において準用する場合を含む。）」を削り、同欄12中「同条の二第五項」を「同条第五項」に、「第八十七条第七項」を「第八十七条第八項」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別表第四県土整備部の表建設管理課の項の前に次のように加える。

課	一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下この項において「法」という。）	1 法第五十条第五項の規定に基づき、国道の管理に関する費用の負担について国土交通大臣に意見を述べること。
策	二百八十七号。以下この項において「法」という。）	2 法第五十二条第一項の規定に基づき、受益市町村に対し、道
政	第百八十号。以下この項において「法」という。）	
備	下この項において「法」という。）	
整	の施行に関する事務	
土		
県		

	<p>路の管理に関する費用の一部を負担させること。</p>	
<p>二 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、会社の高速道路の新設等について協議し、又は同意すること。</p> <p>2 法第十六条第一項の規定に基づき、地方道路公社の有料道路の新設等について同意すること。</p>	<p>1 法第二十七条第三項の規定に基づき、法の規定による許可を受けた道路の工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>2 法第二十七条第四項の規定に基づき、工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。</p> <p>3 法第二十七条第六項の規定に基づき、検査結果等を国土交通大臣に報告すること。</p> <p>4 法第三十九条第一項の規定に基づき、兼用工作物の管理費用に関する分担金額及び分担方法について、会社等又は機構と協議すること。</p> <p>5 法第三十九条第二項及び第三項の規定に基づき、兼用工作物の費用の分担について、国土交通大臣等に裁定を申請し、又は意見を述べること。</p>
<p>三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号。以下この項において「法」という。）及び地方道路公社法施行規</p>	<p>1 法第四条の規定に基づき、道路公社に出資すること。</p> <p>2 法第五条第三項の規定に基づき、設立団体たる地方公共団体</p>	<p>1 法第五条第四項の規定に基づき、道路の整備に関する基本計画の変更について同意すること。</p> <p>2 法第五条第五項の規定に基づき、定款の変更に係る国土交通大臣への認可の申請について同意すること。</p> <p>3 法第五条第三項の規定に基づ</p>

<p>則（昭和四十五年建設省令第二十一号。以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する事務</p>	<p>の変更について、道路公社と共同して国土交通大臣に認可の申請をすること。</p> <p>3 法第十三条第一項の規定に基づき、理事長及び監事を任命すること。</p> <p>4 法第十六条の規定に基づき、役員を解任すること。</p>	<p>き、道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、道路公社と共同して国土交通大臣に認可の申請をすること。</p>
<p>3 法第十三条第一項の規定に基づき、理事長及び監事を任命すること。</p>	<p>4 法第十三条第二項の規定に基づき、副理事長及び理事の任命について認可すること。</p>	<p>5 法第二十一条第三項の規定に基づき、業務の認可をすること。</p>
<p>4 法第十六条の規定に基づき、役員を解任すること。</p>	<p>6 法第二十二条第三項の規定に基づき、業務方法書の変更について同意すること。</p>	<p>7 法第二十四条の規定に基づき、予算、事業計画及び資金計画並びにその変更を承認すること。</p>
<p>3 法第十三条第一項の規定に基づき、理事長及び監事を任命すること。</p>	<p>8 法第二十八条の規定に基づき、道路公社の債務について保証契約をすること。</p>	<p>9 法第三十二条の規定に基づき、役員及び職員に対する給与等の支給基準について承認すること。</p>
<p>4 法第十六条の規定に基づき、役員を解任すること。</p>	<p>10 法第三十八条第一項の規定に基づき、報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。</p>	<p>11 法第三十九条の規定に基づき、業務に関し監督上必要な命令をすること。</p>
<p>3 法第十三条第一項の規定に基づき、理事長及び監事を任命すること。</p>	<p>12 法第四十条第二項の規定に基づき、道路公社が国土交通大臣に提出する申請書その他の書類に意見を付すること。</p>	<p>13 施行規則第十三条第二項の規定に基づき、予算の流用又は予定</p>

備費の使用を承認すること。
 14 施行規則第十四条ただし書の規定に基づき、予算の繰越を承認すること。

別表第四県土整備部の表道路政策課の項を削り、同表道路環境課の項第六号知事決裁事項の欄2中「第七十六条の七」を「第七十六条の七第一項」に改め、同表河川砂防課の項第一号知事決裁事項の欄中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第十六条の四第一項の規定に基づき、特定河川工事の代行について、国土交通大臣に要請すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号部長専決事項の欄1中「第三条の三」を「第三条の三第一項」に改め、同欄中12を13とし、9から11までを10から12までとし、8の次に次のように加える。

9 法第十五条の十第一項の規定に基づき、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織すること。

別表第四県土整備部の表水辺再生課の項第一号知事決裁事項の欄中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第十六条の四第一項の規定に基づき、特定河川工事の代行について、国土交通大臣に要請すること。

別表第四県土整備部の表水辺再生課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 独立行政法人 水資源機構法 (以下この項に おいて「法」と いう。)の施行 に関する事務	1 法第十九条の二 第一項の規定に基 づく、特定河川工事 の代行について、独 立行政法人水資源 機構に要請するこ と。 2 法第十九条の四 第一項の規定に基 づく、独立行政法人 水資源機構が行う
---	---

特定河川工事の廃止について同意すること。

別表第四都市整備部の表公園スタジアム課の項第二号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第五条第四項の規定に基づき、公園施設の設置又は管理の期間を定めること。
- 2 法第五条の二第一項、第六項及び第七項の規定に基づき、学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、又はこれを変更し、及びこれを公示すること。
- 3 法第五条の四の規定に基づき、公募設置等計画を審査及び評価し、学識経験者の意見を聴いて、設置等予定者を選定し、その者にその旨を通知すること。
- 4 法第五条の五の規定に基づき、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、認定日等を公示すること。
- 5 法第五条の六第二項及び同条第三項において準用する法第五条の五第二項の規定に基づき、公募設置等計画の変更を認定し、認定日等を公示すること。
- 6 法第五条の八の規定に基づき、認定計画提出者の地位の承継を承認すること。
- 7 法第十七条の二第一項の規定に基づき、協議会を組織すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号知事決裁事項の欄4中「又は第十三項ただし書」を、「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同号部長専決事項の欄23中「又は第十三項ただし書」を、「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同項第十号部長専決事項の欄1及び2中「及び」を「又は」に改め、同欄3中「当該許可」を「許可」に改め、同欄4中「及び」を「又は」に改め、同欄に次のように加える。

- 5 法第五十一条第一項又は第二項の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすること。
- 6 法第五十二条第一項又は第二項の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者に対し、業務の停止を命ずること。
- 7 法第五十三条の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者の登録を取り

消すこと。

8 法第五十四条第一項又は第二項の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者に対し、業務管理者の解任を命ずること。

9 法第六十一条第五項の規定に基づき、適格特例投資家限定事業者に対し、必要な指示をすること。

10 法第六十一条第六項の規定に基づき、適格特例投資家限定事業者に対し、業務の停止を命ずること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第二号部長専決事項の欄3中「第十二条」を「第十三条」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 住宅確保要 配慮者に対する 賃貸住宅の供給 の促進に関する 法律（平成十九 年法律第一百二 号。以下この項 において「法」 という。）の施 行に関する事務	法第五条第一項の 規定に基づき、住宅確 保要配慮者に対する 賃貸住宅の供給の促 進に関する計画（以下 この項において「県賃 貸住宅供給促進計画」 という。）を作成し、 又は変更すること。	1 法第五条第五項（同条第十項 において準用する場合を含む。） の規定に基づき、県賃貸住宅供 給促進計画に記載する公社によ る事業の実施に関する事項につ いて、当該公社の同意を得るこ と。 2 法第五条第八項（同条第十項 において準用する場合を含む。） の規定に基づき、県賃貸住宅供 給促進計画について、市町村に 協議すること並びに住宅確保要 配慮者居住支援協議会及び地域 住宅協議会の意見を聴くこと。 3 法第五条第九項（同条第十項 において準用する場合を含む。） の規定に基づき、県賃貸住宅供 給促進計画を公表するとともに、 国土交通大臣及び市町村にその 写しを送付すること。 4 法第二十四条第一項又は第二 項の規定に基づき、登録事業の 登録を取り消すこと。 5 法第二十五条第一項の規定に
---	---	---

		<p>に基づき、指定登録機関を指定すること。</p> <p>6 法第三十二条の規定に基づき、指定登録機関に対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>7 法第三十四条第一項の規定に基づき、登録事務の休止又は廃止を許可すること。</p> <p>8 法第三十五条第一項又は第二項の規定に基づき、指定登録機関の指定を取り消し、又は登録事務の停止を命ずること。</p> <p>9 法第四十三条第一項の規定に基づき、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関等に委託することを認可すること。</p> <p>10 法第四十四条第一項の規定に基づき、債務保証業務規程を認可し、又は当該規程の変更を認可すること。</p> <p>11 法第四十四条第三項の規定に基づき、債務保証業務規程を変更すべきことを命ずること。</p> <p>12 法第四十八条の規定に基づき、支援法人に対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>13 法第五十条第一項の規定に基づき、支援法人の指定を取り消すこと。</p>
--	--	--

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号知事決裁事項の欄1中「開設者」を「その開設者」に改め、同号部長専決事項の欄11中「第二十四条」を「第二十

四条第一項、第二十四条の二」に改める。

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四産業労働部の表観光課の項第四号事務の種類の欄中「平成二十九年法律第六十五号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 法第十六条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、その業務の全部又は一部の停止若しくは住宅宿泊事業の廃止を命じ、及びその旨を通知すること。2 法第四十二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、同条第一項の規定による処分をすべき旨を要請すること。3 法第六十八条第二項の規定に基づき、住宅宿泊事業等関係行政事務を処理することについて、保健所設置市等の長から協議を受けること。 |
|---|

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)の施行の日

二 第三条の規定 平成三十年六月十五日